

宮崎市スポーツ少年団
代表指導者様

公益財団法人宮崎市体育協会
宮崎市スポーツ少年団
本部長 小嶋 忠史
(公印省略)

スポーツ少年団単位団活動交付金等の助成金の交付について（依頼）

平素より、宮崎市スポーツ少年団の育成に多大なご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成28年度より宮崎市スポーツ少年団の単位団活動交付金をはじめ、各種助成制度による助成金の交付については、より円滑・明瞭な事務を図るため単位団口座へのお振込みとさせていただきます。

つきましては、今年度も引き続き口座振込とさせていただきますので、新たに口座を開設される単位団は下記の点に注意していただき口座の準備をお願いいたします。

※口座名義につきましては、スポーツ少年団登録システムに登録している単位団名が明記されていることが条件となりますので各単位団会計担当者はご確認ください。

記

1 口座の作成方法

(1) 口座名義

単位団名を必ず入れてください。

※個人名義の口座へのお振込みはできません。

口座名義は、スポーツ少年団登録システムに登録している単位団名が明記されていることが条件となります。

(例) ○○○スポーツ少年団 代表 ○○○○

○○○スポーツ少年団 会計 ○○○○ など

(2) 銀行窓口で必要なもの（参考）

※下記は宮崎銀行で口座を作成する場合一つとなります。他銀行で口座を開設する場合は、それぞれの銀行で手続きをご確認ください。

①口座名義となる本人（代表、会計等）の身分証明書（運転免許証、健康保険証等）

※代理の方が手続きを行う場合は、口座名義となる代表、会計等の身分証明書（コピー可）と代理人自身の身分証明書（運転免許証、健康保険証等）

②団体又は口座名義となる個人（代表、会計等）の印鑑

※シャチハタは認められません。

③団体の運営に関する規約（別紙参照）

※規約がない場合は、団体の構成員や運営等に関して、口答での聴取があります。

2 単位団活動交付金（助成金）の口座振込み

振込手数料を差し引いた金額を振込みとさせていただきます。なお、原則として、宮崎銀行からの振込みとなりますので、他銀行を利用される場合は、振込手数料が高くなります。

文書担当 宮崎市スポーツ少年団 照屋
TEL0985-21-1735 FAX0985-21-1736
【E-mail】 info@miyazaki-sports.or.jp

〇〇〇スポーツ少年団規約

1 目的

本少年団は、スポーツ活動をはじめ、社会活動や野外活動等を通じて、心身ともに健全な子ども達の育成を図ることを目的とする。

2 名称

本少年団は、〇〇〇スポーツ少年団とする。

3 組織

前項1の目的に賛同する指導者、育成母集団、団員をもって構成する。

指導者：団指導者、技術指導者、育成指導者

育成母集団：保護者、地域住民の組織

団員：児童生徒

4 育成会

本少年団の円滑な運営を図るため、育成会を置く。

(1) 役員

会長〇名 副会長〇名 会計〇名

(2) 役員任期と選出

役員任期は、4月から翌年3月の一年間とする。

役員選出は、6年生の保護者より選出する。ただし、6年生がいないときには、5年生以下の保護者より選出する。また、再選は妨げない。

5 会費

月額1人〇〇〇円とし、月始めに会計に納入する。

6 練習会場

本少年団の練習会場は、〇〇〇体育館とする。

7 練習日

原則として、月・水曜日の午後6時から午後7時30分及び土曜日の午前10時から12時とする。

8 事務局

本少年団の事務局は育成会会長宅とする。

9 発足日

19〇〇年〇〇月〇〇日結成 団活動〇〇年

※口座を作成する際に添付する規約では、□で囲んだ項目が重要となります。